

理事、監事に対する報酬等の支給に関する規程

【総則】

(総則)

本会は、定款第 28 条に基づき、定款施行についての規程を定める。

【役員の報酬及び費用について】

(手当報酬)

- 1、理事 会員である理事(会長職を含む)は無給とする。
但し、常勤の理事へは、その勤務実態に応じ、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2、監事 会員である監事は無給とする。
会員以外の監事には手当を支給することができる。
但し、常勤の監事へは、その勤務実態に応じ、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3、 会員以外の理事並びに監事に手当を支給する場合は、年額 20 万円(税別)を上限とする。理事に対する支給額は理事会において決定し、監事に対する支給額は監事相互の協議により決定する。
常勤の理事並びに監事に報酬を支給する場合は、月額 30 万円(税別)を上限とする。
理事に対する支給額は理事会において決定し、監事に対する支給額は監事相互の協議により決定する。
また、役員等に対して、本会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合は、別に定める本会の規定に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4、退職金は、会員又は会員以外の役員においても支給しない。

(必要経費)

- 1、理事(会長職を含む)及び監事へは理事会等会議に出席するための交通費相当額を支給することができる。
- 2、 理事(会長職を含む)及び監事がその職務を遂行するために必要とする費用及び旅費交通費等は支給することができる。

【附則】

この定款施行規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。 (平成 24 年 9 月 6 日 理事会議決)